

AED（自動体外式除細動器）貸出要件

1. 貸出対象イベント

原則、宗像市及び福津市で開催され、市民を含む多数の者が参加するスポーツ競技、各種イベント、講習会など。

2. 貸出条件

- (1) 参加者は、おおむね10人以上であること。
- (2) 営利目的に使用しないこと。
- (3) イベント会場にAEDが備えられていることを啓発すること。

3. 貸出台数

原則として1開催につき1台です。

4. 貸出期間

AEDの貸出期間は、イベントの開催期間中及びその前後とし、最長7日間とします。

5. 申し込み方法

原則、貸出希望日の前日までに消防本部救急課（0940-36-2455 ※直通）へ電話連絡し、貸出が可能か問い合わせ、確認できたら「AED（自動体外式除細動器）貸出申請書」を貸出予定日に宗像地区消防本部救急課まで持参して下さい。

6. AEDの貸出方法

- (1) AEDの貸出しは、宗像地区消防本部救急課で行います。
- (2) 貸出予定日に「AED（自動体外式除細動器）貸出申請書」とAEDを「受取りに来た方の免許証等、身分証明書の写し」を持参して下さい。
- (3) 貸出しを受ける際は、留意事項に承諾すると共に、取扱説明を受けて下さい。

7. AEDの返却方法

- (1) イベントが終了後、返却予定日時までに宗像地区消防本部救急課へ返却して下さい。
- (2) 返却の際は、「AED（自動体外式除細動器）返却確認書」を基に、職員から確認を受けて下さい。
- (3) AEDを実際に使用した場合は、「AED（自動体外式除細動器）使用報告書」を提出して下さい。
- (4) AEDを紛失又は破損させた場合には「AED（自動体外式除細動器）紛失等報告書」を提出して下さい。

この場合、AEDを原状に回復、又はその相当額を弁償しなければなりません。

- (5) AEDの誤った使用により生じた事故等について、消防本部は一切責任を負いません。

8. 問い合わせ先

宗像地区消防本部救急課（0940-36-2455 ※直通）